

### 75歳以上の方の 高齢者外出支援事業 お出かけを応援します

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タク シー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

### 助成額および有効期限

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2,000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目以降は同様のものを、8.000円で販売します。
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から 令和4年3月末までです。



### 対象者

●町内に住民登録を有する75歳以上の方(昭和22年4月1日以前に生まれた方)

### ご利用方法

①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に 「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡しください。 ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。



#### ■タクシー会社

御坊第一交通	<b>☎</b> 22·3366
川上タクシー	<b>☎</b> 24·0200
中紀河南タクシー	<b>☎</b> 24·1001
港タクシー	<b>☎</b> 65⋅3100

愛あいケアタクシー	<b>☎</b> 20·1090
印南交通	<b>☎</b> 42·0105
南部タクシー	<b>☎</b> 0739·
	72•2133
介護タクシーふくしん	<b>☎</b> 20·5272

#### ■バス会社

<b>☎</b> 22·1020

中紀バス	<b>☎</b> 65·2222
110, 12,	

【お問い合わせ先】いきいき長寿課 ☎63・3807



## 2 月 16 回から



お問い合わせ ☎63·3802

正しい申告を行ってください。 まります。申告される方は、必ず 談受付が、2月16日(水)から始 令和3年分の所得税の申告相

# 申告しなければならない方

### ①事業所得や不動産所得などが ある方

### ②給与所得のある方で、次に該 当する場合

・令和3年中の給与収入が、2 給与を1か所から受け、地代・ 超える場合 の「所得の合計額」が20万円を 所得や退職所得以外のこれら 家賃などの収入があり、給与 000万円を超える場合

> 給与を2か所以上から受けて めていただくことになる場合 を納めていただくだけでな よび退職所得以外の所得の金 がありますのでご注意くださ く、更に加算税や延滞税を納 されますと、後で不足の税金 しなかったり、誤った申告を 額の合計が20万円を超える方 給与の収入金額と給与所得お いる方で、主たる給与以外の 定申告が必要な方で申告を



## 町県民税の申告

基となるとともに、所得証明書 や国民健康保険税の課税資料の 、発行や、各種手当ての受給者 町県民税の申告は、町県民税

> です。(申告不要の方もおられま にお住まいの方は、申告が必要 をするための資料になります。 資格の判定や支給額の算定など すので、ご確認ください) 令和4年1月1日現在で日高町

# 町県民税の申告が必要な方

- 勤務する事業所などから、役 れない方 場に給与支払報告書が提出さ
- 所得税の確定申告はしないが 医療費控除などを受ける方 扶養控除や社会保険料控除、
- 令和3年中に会社退職などに より、年末調整を受けていな
- 所得税の確定申告は必要ない などで町申告の方 得などの所得のある方(農業 が、雑所得、一時所得、事業所
- 前年に収入がなかった方(町 す)など 内在住者の被扶養者は除きま

# 町県民税の申告が不要な方

- 所得税の確定申告をした方
- 給与のみの収入で、勤務先か ている方 ら給与支払報告書が提出され
- 公的年金のみの収入で、 控除するものがない方 他に
- 収入がなく、同一世帯の家族 も含みます)など は確定申告で扶養親族として の方が、会社の年末調整また 届出されている方(年少扶養

### 受付期間

令和4年2月16日(水)から 、土・日曜・祝日は除く 3月15日(火)まで

## 申告場所および時間

〜午後4時)(次頁の日程表参 役場 3階大会議室(午前9時

